

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	入湯税賦課事務			事業コード	1626
所属コード	033000	課等名	市民税課	係名	諸税係
課長名	伊藤 伸二	担当者名	大志田 徹	内線番号	2263
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	健全な財政運営の実現	コード	1
	基本事業	賦課の適正化と収納率の向上	コード	1
予算費目名	一般会計 2 款 2 項 2 目 賦課事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 32 年度	
根拠法令等	地方税法及び盛岡市市税条例			

(2) 事務事業の概要

特別徴収義務者への申告指導を行うことにより、入湯税の適正な賦課徴収を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

地方税法及び盛岡市市税条例の規定に基づき、入湯税の賦課が開始された。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

震災の影響等で入湯客が減少しており、税の確保が困難になってきている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

入湯税の特別徴収義務者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 計画	25 年度 実績	26 年度 見込み
A 入湯税の特別徴収義務者	人	17	17	17	17	18
B						
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

特別徴収義務者から提出されてくる申告書に基づき、賦課及び調定を行った。

入湯税の申告内容を実地調査により検証するとともに、入湯客の適正な把握方法について指導した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績	26年度見込み
A 特別徴収義務者からの申告件数	件	200	204	204	204	216
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

特別徴収義務者に納税義務者から確実に税を徴収させ期限内に申告納付させることにより適正な賦課，調定をする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績	26年度見込み
A 入湯税調定額	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	千円	54,574	60,320	60,320	55,652	60,000
B	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	21	31	30	27
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	21	31	30	27
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	300	300	300	300
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	1,200	1,200	1,200	1,200
計	トータルコスト A+B	千円	1,221	1,231	1,230	1,227
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

適正公平な賦課と収納率の向上に結びつく。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり妥当である。

④ 廃止・休止の影響

地方税法に基づく事務であり，廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

特別徴収義務者への実地調査等により，公平な課税客体の把握と申告納付の指導を行うことで成果の向上する余地がある。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

地方税法に基づくものであり，公平である。

(4) 効率性評価

事業費は最小限であり，削減できない。

人件費は，効率的な事務を遂行しておりこれ以上の業務時間の短縮は難しい。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

特別徴収義務者の実地調査を行うとともに，毎月の申告についても指導を強化して適正公平な市税の確保を図る。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

入湯税は特別徴収義務者の理解のもとに徴収が確保されていることから，日頃の信頼関係を構築することが必要である。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

地方税法に基づく事務であり，納税義務者への指導や実地調査を確実に実施しながら継続していく。